

委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度 ワイン・発酵食を基軸としたツーリズムのプロモーション業務

2 業務目的

長野県のツーリズムとして新しいテーマである“ワイン”及び“発酵食”に焦点をあて、その魅力を掘り起こしたプロモーションを実施する。

商品としての消費のみでなく、その背景にある歴史・文化を学ぶアカデミックな視点や、関わる人の考え方や生活スタイルに対して興味関心を促す新しい旅のスタイルを提案することで、新規顧客層へのアプローチを実現し、さらなる観光誘客に寄与する。

3 業務期間

本契約の締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

- (1) ワイン・発酵食を基軸としたツーリズム（仮称：テロワールツーリズム）の魅力を網羅したランディングページ（LP）の制作（長野県観光公式サイト「GoNAGANO」内に格納）
- (2) LPバナー制作（2サイズ程度）
- (3) LP用長編動画制作【2～3分】（取材・撮影・編集含む） 1本
- (4) 上記LP内に掲載する記事の製作（取材・撮影・編集含む） 10本以上
- (5) SNS等用の短編動画制作【15～30秒】（取材・撮影・編集含む） 10本以上
 - ・(4)記事との連動を基本とすること
 - ・各種SNS（instagram/Youtube/Tiktok等）へ掲載することを前提とし、縦型とすること
- (6) 本件テーマに沿ったターゲットへの広告実施
 - ・上記で制作するコンテンツ等へ誘導するターゲティング広告を実施すること
 - ・使用する媒体、手法等については提案すること
- (7) その他
 - 上記の(1)から(6)に関連がある業務

5 記事等の内容（テーマ想定）

- (1) 「食から地域文化を知る」旅のすすめ【取材目安：7月】
- (2) 森と滝とワイン。高山村で過ごすウェルネス時間【取材目安：7月】
 - ※本コンテンツは委託者が造成するツアー（7月中旬実施）での取材を想定しています
- (3) ワイナリー（八ヶ岳西麓ワインバレー）の背景を楽しむ旅【取材目安：8月】
- (4) 長野の発酵ウェルネスを知る旅、8つの発酵と出会う1日【取材目安：8月】
- (5) ワイナリー（桔梗が原ワインバレー）の背景を楽しむ旅【取材目安：9月】
- (6) ワイナリー（日本アルプスワインバレー）の背景を楽しむ旅【取材目安：9月】
- (7) 発酵食×キャンプ×温泉のアウトドア旅【取材目安：9月】

(8) 発酵食×キャンプ×温泉のアウトドア旅【取材目安：10月】

(9) テロワールガイドと歩く千曲川ワインバレー【取材目安：11月】

(10) テロワールガイドと歩く天竜川ワインバレー【取材目安：11月】

※本コンテンツは本年度委託者が実施予定の「ワインツーリズムガイド養成」の受講者への取材を想定しています

(11) ワインが生まれる「土壌」に着目、ジオガストロノミーツーリズム【掲載目安：1月】

6 業務の対象経費

(1) 委託料として計上できる経費は、本業務の実施に必要な経費（以下「対象経費」という）に限り、本業務の目的・性質になじまない経費を委託料に計上することはできない。また、契約後に契約金額を超える対象経費が発生した場合、超過分については受託者の負担とする。

(2) 対象経費は、以下のとおりとする。なお、人件費を計上する場合は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき算定すること。

【対象経費】

- ・LP制作に関する経費
- ・記事制作に関する経費（ライティング費・取材費・撮影費・編集費）
- ・映像制作に関する経費
- ・ターゲティング広告に関する経費

(3) 事業の実施にあたり、その全部について一括して再委託を行ってはならない。一部について再委託を行う場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額などについて記載した書面を委託者に提出し、承諾を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。ただし、委託者が軽微な変更に該当すると判断するときは、承諾の手続きを要しない。

7 実績報告

委託業務を完了したときには、速やかに事業完了報告書を作成し提出すること。

(1) 事業完了報告書

事業完了報告書はデータ提出とする。報告書には広告に対する成果分析を記載することとし、LPや記事制作に用いた画像（JPEG形式）、映像制作の成果品（MP4形式）を併せて納品すること。

(2) 提出先 一般社団法人長野県観光機構 TXデザイン部

(3) 提出期限 令和8年3月19日（木）

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密の保持

ア 受託者は、委託業務に関し委託者から受領又は閲覧した資料等の内容を、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、委託業務で知り得た委託者の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を遵守しなければならない。

9 その他

- (1) 受託者は、法令を遵守し適正に業務を執行すること。
- (2) 受託者は、受託業務の実施に当たり、委託者と十分な打合せを行うとともに、作業の進捗状況を随時、委託者に報告すること。
- (3) 受託者は、業務の遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び仕様書に明記していない事項については、委託者と協議し、その指示に従わなければならない。
- (4) 本委託事業に係る会計帳簿及び証拠書類については、令和13年3月末まで、委託者の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。
- (5) 本事業の実施に起因する事故・トラブル等については、受託者は誠意をもって対応し、解決すること。
- (6) その他、契約書及び本仕様書に定めのない事項等については、委託者と協議すること。

10 問合せ先

一般社団法人長野県観光機構 TXデザイン部 山口

電話：026-219-5273（TXデザイン部）

FAX：026-219-5277